平成２４年（フ）第１０５８号
福岡県糟屋郡志免町別府東２丁目５番６―303号
破産者　藤　　浩
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４２号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷823号、申立時の住所群馬県太田市新道町95番地38
破産者　森山　道明
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５００号
神奈川県鎌倉市材木座５丁目15番５―201号
破産者　オブライエン　ダニエル　ジョン
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４３号
横浜市中区本牧原21番５―801号
破産者　氏家　洋子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０２号
神奈川県大和市南林間３丁目５番11号　フレール南林間106号
破産者　森本　正博
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４５号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地２―９棟101号
破産者　後藤　末吉
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９６号
神奈川県藤沢市善行７丁目８番26―101号
破産者　宮本　浩志
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３２４号
横浜市青葉区千草台29番地９　グリーンコート藤が丘イクシーズ101号室
破産者　川島　敬子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2214番地５ザ・ハウス湯沢716号室、住民票上の住所埼玉県所沢市寿町27番７―1103号　コンセールタワー所沢
破産者　谷口ひさ江
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ103番地６
破産者　青山　　徹
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７７９号
広島県廿日市市平良１丁目11番４号　２―５、開始決定時の住所広島県廿日市市廿日市１丁目５番17―702号
破産者　福島　義夫
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８０号
広島県廿日市市平良１丁目11番４号　２―５、開始決定時の住所広島県廿日市市廿日市１丁目５番17―702号
破産者　福島　淑子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４８号
熊本市中央区帯山７丁目17番82号　帯山７丁目アパート５号
破産者　岩田　秀人
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５号
島根県隠岐郡西ノ島町大字別府111番地１石畑宿舎123号
破産者　増本　昌雄
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３９号
富山市水橋肘崎54番地２
破産者　井口　　勉
1　破産債権の届出期間　平成25年５月16日まで
2　一般調査期日　平成25年７月８日午前10時
平成25年４月11日　富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県篠山市園田分262番地１
破産者　有限会社Ｐｕｒｅ
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年７月５日午前11時
平成25年４月12日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第２４４６号
愛知県小牧市小牧原新田1467番地１
破産者　エフユー工業有限会社
1　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
2　一般調査期日　平成25年７月２日午前10時55分
平成25年４月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県明石市大久保町谷八木124番地の１キィーロックハウス403号、前住所兵庫県明石市二見町西二見駅前３丁目55番地の11
破産者　吉田　憲生
1　破産債権の届出期間　平成25年５月28日まで
2　一般調査期日　平成25年６月18日午前11時
平成25年４月15日
神戸地方裁判所明石支部破産係